

地区リサイクルセンター資源物売払い要綱

〔 環 境 局 長 決 裁 〕
〔 令 和 6 年 2 月 15 日 〕

(目 的)

第1条 この要綱は、地区リサイクルセンターにおいて市民が持ち込んだ資源物を、選別・保管し適正に売却することにより、市民へのごみ減量に係る普及啓発及び、資源化の取り組みに係る意識の向上を図ることを目的とする。

2 資源物を売却するに当たっての取扱いについては、札幌市契約規則等関係法令に定めがあるものの他、この要綱で定めることとする。

(定 義)

第2条 この要綱においていう『資源物』とは、「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」「古着」「古布」「毛布」「1.8ℓびん」「ビールびん」「その他リターナブルびん」「金属」をいう。

2 この要綱においていう「資源物」は、保管場所として指定された地区リサイクルセンターにおいて、選別・保管されているものをいう。

(売払いの条件)

第3条 資源物は、個人又は法人であって、次の各号に定める条件（別紙資料）のすべてを満たすことのできるものに売却するものとする。

(1) 資源物を、自ら再資源化又は再資源化を確実に履行できるものに引き渡すことができることなど受入体制が確立していること。

(2) 本市が予定する資源物売却量を、地区リサイクルセンターから確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。

(3) 資源物の取扱いに関し法令上必要な資格を有していること。また、資源物の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。

(4) 札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。

(5) 第2条に規定された資源物の品目のうち、本市が指示する品目全てを回収、再資源化が可能なこと。

(6) 次のいずれかに該当しないこと

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している

者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

（売払い条件確認申請）

第 4 条 資源物の買取を希望するものは、事前に、前条の売払い条件に適合することを証明する書類を添付して、資源物売払い条件確認申請書（様式 1）を提出するものとする。

（売払い条件確認通知）

第 5 条 環境事業部長は、前条の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、第 3 条の条件に適合すると認められるものに対して、資源物売払い条件確認通知書（様式 2）を交付する。

なお、確認通知書は、当該年度に限り有効とする。

（売却先及び価格の決定）

第 6 条 売却先及び価格は、予定価格に応じて競争入札若しくは見積合わせにより決定する。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（売払い契約）

第7条 契約は、前条により決定した売却先と締結するものとする。

2 契約期間は、原則として1年単位とする。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い量の確認)

第8条 搬出した資源物については搬出量の確認を行うため、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行い、その計量結果を別途指示する資源物回収報告書に添付し循環型社会推進課に提出する。

(売却代金の徴収及び納入の期限)

第9条 循環型社会推進課長は、前条に基づき算定した資源物売却代金を調定し、納入通知書を契約者に送付する。

2 売却代金の納入期限は、納入の通知をする日から20日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、順次繰り下げた日）とする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境事業部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成24年2月24日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成26年8月28日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、令和4年2月10日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、令和6年2月15日から施行する。